6. 特別支援保育

心身において特別な配慮が必要なお子さんや、発育や発達の遅れ、疾患等により集団生活の中で特別な支援が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。お子さんの健全な成長及び発達を促すとともに、福祉の向上を図ることを目的としています。

なお、申し込みの段階ではお子さんが特別支援保育の対象となるかはわかりません。体験入園を行ったり、医師、発達支援の専門職などの意見を伺ったりしながら、特別支援保育の必要性について総合的に検討してうえで判断をさせていただいております。

1. 発育や発達に遅れがあり個別の対応（加配保育士の配置など）を希望する場合

事前受付	こども課窓口、または電話にて入所を希望する旨を申し出てください。
▼	
入所申請	受付期間内に申請書をご提出ください。 ◎提出資料 申請書一式 ※P20～25をご確認ください ＋ 主治医の診断書等 ➡ こども課へ提出
▼	
入所選考（利用調整）	「香南市入所児童の選考基準」を基に、入所選考（利用調整）を行い、入所施設を決定します。
▼	
面接	入所施設で園長と看護師等が面接を行います。 お子さんの日頃の様子や発達面についてなどを具体的に聞き取りをさせていただきます。 保護者の方も施設に伝えておきたいことがありましたらお知らせください。
▼	
加配配置検討会	主治医の診断書等や、面接等のお子さんの状況を基に、加配保育士の配置の必要性を協議し、協議結果をお知らせします。
▼	
入所	注意 加配保育士の必要性が認められた場合でも、保育士の確保が難しい場合は、配置まで時間を要する場合があります。

継続児については、発達支援の知識を有する者が保育施設を巡回しお子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育の継続に関して協議し、適切な支援を提供できるよう努めています。

2. 疾患により医療的ケアや見守りが必要な場合

事前受付

こども課窓口、または電話にて入所を希望する旨を申し出てください。

▼

入所申請

受付期間内に申請書をご提出ください

◎提出資料

申請書一式
※P20～25をご確認ください

＋

疾病に関する書類
医師の意見書など

→ こども課へ提出

▼

入所選考（利用調整）

「香南市入所児童の選考基準」を基に、入所選考（利用調整）を行います。
選考の結果、入所が決定した施設を仮決定とし、お子さんの入所枠を確保します。

▼

面接

入所決定施設(仮)で園長と看護師等が面接を行います。
お子さんの日頃の様子や発達面についてなどを具体的に聞き取りをさせていただきます。
保護者の方も施設に伝えておきたいことがありましたらお知らせください。

▼

体験入園 観察保育

半日程度の体験入園を保護者同伴で実施し、お子さんの観察や面談を行います。
お子さんの状況に合わせて保育士、看護師、こども課の職員などが同席します。
また、入所までに総合子育て支援センターや、保育所での出張広場を利用していただき、集団の雰囲気に触れる機会を作っていただきます。

▼

検討会議

主治医の意見書や、体験入園でのお子さんの状況を基に、入所の可否について協議します。
協議の結果、入所が可能となった場合は入所承諾書を発行し、正式な入所決定とします。

▼

入所

注意

- 集団保育が困難な場合は、保育施設の受入体制により、入所できない場合があります。
- 検討会議の結果、入所が可能となった場合でも、加配となる保育士や看護師の配置が難しい場合は、加配職員が確保できるまで家庭保育をお願いする場合があります。
- ならし保育の期間についてはお子さんの状況により決定します。
場合によっては1年以上の時間をかけて、保育時間を延ばしていくこともあります。

▼

ならし保育（お家の方と一緒に）

お子さんが新しい環境に慣れると共に、安全にお預かりするために、一定期間、保護者付き添いのもと登所します。期間および保育時間については、主治医や園と相談の上、決定していきます。

▼

ならし保育（お子さんのみ）

園の環境に慣れてきたらお子さんだけで保育所を過ごします。
始めは30分～1時間から始め、少しずつお預かりする時間を延ばしていきます。
お子さんの様子や状態によっては、この期間の保育時間の短縮や、期間が延長・短縮される場合もあります。その都度、主治医に相談し決定していきます。